

高木議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、シリア問題についてであります。

シリア情勢につきましては、化学兵器の使用が疑われ、軍事介入が懸念される大変憂慮すべき状況にあります。

今後、国の責任において、適切な対応が図られるよう強く念願するものであります。

次に、福山市老人クラブ連合会に対する対応についてであります。

福山市老人クラブ連合会の創立 50 周年記念行事は、団体が自主的に企画・実施するもので、その内容は、総代会で決定されたものであります。

なお、当日は郷土芸能である「はね踊り」「蛇円太鼓」とともに、自衛隊音楽隊の演奏が、アトラクションとして予定されているもので、市としては、市老連の主体性にお任せし、関与することはありません。

以上

次に、消費税増税についてであります。

この度の消費税率の改定は、増加する社会保障費の財源確保や、公的責任が国内総生産、いわゆる GDP 比で 200%を超える我が国の財政健全化など喫緊の課題への対応として、税率を見直すとされたものであります。

集中点検会合においても、実施時期も含め、景気の失速を恐れる増税に慎重な意見と、増税しない場合の国債金利の急激な上昇によるリスク等を心配する意見、また、小刻みに引き上げる意見などがあり、現時点では、本市の経済や税収への影響を把握することは、困難であります。

いずれにしましても、国においては、10月上旬にも、安倍首相が総合的に判断するとされており、この動向を注視していく必要があると考えております。

なお、本市の個人市民税減年度分の決算額は、確かに 1997 年度（平成 9 年度）の 177 億円から翌年度は、概ね 158 億円と 19 億円減少しておりますが、消費税率の引き上げ以前の 1995 年度（平成 7 年度）1996 年度（平成 8 年度）についても、150 億円台で推移しております。

1997 年度（平成 9 年度）が、177 億円と突出しております。

これは、住民税の減税措置が 1997 年度（平成 9 年度）に廃止され、翌年度 1998 年度（平成 10 年度）から、再び減税措置が行われたため、この減税の影響額は、各年度、概ね 20 億円程度となります。

したがって、消費税率が個人市民税に及ぼした影響ではなく、国の減税措置の影響が大であると考えております。

以上

次に、競馬場跡地利活用についてであります。

競馬場跡地の利活用につきましては、市民の皆様に希望ある未来と新たな活力が生み出され、本市の発展の礎となり、公共的な土地利用を基本に、検討をしているところであります。

利活用の検討に当たりましては、現在、学識経験者や各種団体の代表、公募の委員で構成する懇話会を立ち上げたほか、今後、市民アンケートを実施するなど、市民の皆様や議会のご意見を広く伺う中で、基本構想の策定など、跡地の利活用に係る取組を進めて参りたいと考えております。

以上

次に、国保行政についてであります。

まず、国民健康保険の広域化についてであります。

国においては、

「社会保障制度改革 国民会議」の報告書を受け、国保の財政上の構造的な問題を解決した上で、運營業務を都道府県が担うことを基本とする方向性が示されたところであります。

なお、具体の制度設計につきましては、今後、国と地方で協議すると伺っており、現時点では、保険税や減免制度など加入者負担等の具体をお示しすることは困難であります。

次に、広島県国民健康保険 広域化等支援方針についてであります。

この度の支援方針の改定に係っては、保険財政共同安定化事業の抛出方法の見直し内容によっては、負担が現行から大きく増減する市町が生じることから、激変緩和策や、市町の負担増を招かないよう適切な財源措置を行うことを求めてきたところであります。

次に、国庫負担の割合についてであります。

2005年度（平成17年度）の国から地方への税源移譲に伴い、国の負担割合の一部が県の負担へと段階的に移行され、現行制度におい

ては、国庫負担金が 32%、調整交付金が 18%、合わせて 50% となっており、負担割合は、1984 年度（昭和 59 年度）から、変更はないものと認識いたしております。

次に、一般会計の基準外繰り入れについてであります。

当初予算において、

2009 年度（平成 21 年度）2 億 8807 万 7 千円

2010 年度（平成 22 年度）2 億 8774 万 7 千円

2011 年度（平成 23 年度）2 億 8861 万 7 千円

2012 年度（平成 24 年度）3 億 481 万 3 千円

2013 年度（平成 25 年度）2 億 3193 万 7 千円

を計上いたしております。

次に、資格証明書発行についてであります。

資格証明書の交付につきましては、国の基準に加え、本市独自の適用除外基準を設け、交付に当たっては、実態調査や納税相談をきめ細やかに行ってきたところであり、引き続き、交付抑制に努めて参ります。

以上

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

川南地区は、神辺駅や国道 182 号に近接し、発展のポテンシャルが高い地域にもかかわらず、公共施設整備の遅れから、スプロール化が進んでいる状況であります。

このため、当地区を面的に整備改善することの出来る優れた整備手法である土地区画整理事業によって、下水道や道路、水路、公園などを一体的に整備することにより、快適で良好な生活環境を実現する必要があると考えております。

この事業を推進するためには、まず、土地および建物の評価について経験を有する評価員を選任した上で、換地設計を行い、関係地権者の皆様に換地の位置や形状、減歩率などの具体をお示しする必要があるため、引き続き、評価員専任の権限を有する審議会委員の皆様ご理解が得られるよう、取り組んでまいります。

次に、スマート・インターチェンジについてであります。

まず、市道津之郷瀬戸幹線につきましては、現在、関係自治会内で、歩道のあり方も含めて、協議・調整中であり、今後、地元意見を踏まえて、本市の方針を検討し、地元説明会を開催する予定であります。

次に、生活道路への流入抑制等に関しましては、今後、主要アクセス道路への誘導方法等を検討してまいります。

次に、主要アクセス道路への歩道設置につきましては、山手赤坂線と津之郷連絡線には、歩道が設置される計画となっておりますが、その他の道路については、今後、地形測量等を経て、設計を行うこととしており、現段階では、未定であります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

少年サポートセンターの解説についてであります。

「少年サポートセンターふくやま」では、対象年齢を原則 20 歳未満としており、問題を抱えた少年や保護者、学校、地域からの相談を広く受け付け、関係機関と連携する中で、立ち直り支援を行うこととしております。

暴力行為が増加している要因につきましては、幼少期からの基本的生活習慣などの定着が不十分であり、とりわけ、小学校においても、授業等での立ち歩き、私語、指導を無視するなど、小学校段階で克服しきれなかった課題が、思春期という多感な時期に入り、深刻化・顕在化していると分析しております。

こうした課題の克服には、幼少期から児童生徒一人一人に規範意識や他人を思いやる心を育み、指導・援助することが必要であると考えています。

このたび、少年サポートセンターふくやまが、警察署外に設置されたことにより、立ち直り支援を必要とする少年の居場所・受け皿としてのサポートルームの活用が図られるとともに、青少年センター、教育委員会及び警察など関係機関が、相互に連携する中で、

専門的知識及び、技能を有する関係者を交えてケース会議を開催するなど、総合的かつ効果的な施策を推進していけるものと考えております。

児童生徒一人一人の実情に応じた取組を行うことで、居場所づくり、絆づくりに努めるなど、心に寄り添った指導を行い、非行防止につなげて参ります。

以上